③　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置でき、いずれも日本語が堪能（日本語通訳が確保できれば可）であること。

ア　１級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、代表者以外の構成員については、２級建築施工管理技士(躯体、仕上げの種別は除く。)又は二級建築士以上の資格を有する者を配置するものとする。「１級建築施工管理技士、一級建築士と同等以上の資格を有する者」とは、１級建築施工管理技士又は一級建築士と同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認めた者とする。

イ　平成21年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記１）の要件を満たす工事（民間実績も可とする。)に従事した業務実績を有するものであること。(工事における立場（監理（主任）技術者、現場代理人、担当技術者のいずれか）は問わない。共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。)。

１）建築物の新築工事（重量鉄骨造）

ウ　配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

エ　配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書等及び一次審査資料の提出期限以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。代表者が、上記アからウの基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できるとともに、その他の構成員も上記アの基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　全ての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、建築一式工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

８　上記７⑴①に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定ＪＶも上記６により申請することができる。この場合、上記７⑴①に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴①及び②に示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定ＪＶとしての資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴①に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴①及び②に示す構成員の要件を得ていないときは、特定ＪＶとしての資格がないものとする。

９　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定ＪＶとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定ＪＶの名称は、「京都御所紫宸殿素屋根設置その他工事○○○・○○○・○○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告(建設工事)」に示す手続に従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

令和７・８年度において財務省関係機関（財務省本省・財務（支）局・税関・国税庁・国税局）の競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和６年10月31日

審査部局長

北海道財務局長　加藤　博紀
東北財務局長　太田原和房
関東財務局長　目黒　克幸
北陸財務局長　三原　健
東海財務局長　中村　修
近畿財務局長　関　禎一郎
中国財務局長　岡本　登
四国財務局長　大島　朗
九州財務局長　倉林　健二
福岡財務支局長　福島　秀生

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　01、04、11、17、23、27、34、37、40、43

１　契約の種類及び業種の区分

競争参加資格を得ようとする者の契約の種類及び調達されるサービスの業種の区分は次のとおりとする。

〔掲載の順序　契約の種類：業種の区分〕

⑴　建設工事（総合建設工事）：

１　土木一式工事　２　建築一式工事

⑵　建設工事（総合建設工事以外の工事）：

１　大工工事　２　左官工事　３　とび・土工・コンクリート工事　４　石工事　５　屋根工事　６　電気工事　７　管工事　８　タイル・れんが・ブロック工事　９　鋼構造物工事　10　鉄筋工事　11　舗装工事　12　しゅんせつ工事　13　板金工事　14　ガラス工事　15　塗装工事　16　防水工事　17　内装仕上工事　18　機械器具設置工事　19　熱絶縁工事　20　電気通信工事　21　造園工事　22　さく井工事　23　建具工事　24　水道施設工事　25　消防施設工事　26　清掃施設工事　27　解体工事　28　その他

⑶　測量・建設コンサルタント等：

１　測量　２　建築士事務所　３　建設コンサルタント　４　地質調査　５　補償コンサルタント　６　土地家屋調査　７　計量証明　８　その他

２　申請の時期

⑴　定期の申請にあっては、インターネットの使用（郵送及び持参の原則廃止）により令和６年12月２日から令和７年１月15日までに、別記１のホームページアドレスへアクセスして、申請用データを送信することとする。

ただし、９⑶に掲げる場合の申請については、令和６年12月２日から令和７年１月15日まで（当日消印有効）の間に、それぞれ別記２に掲げる提出場所に郵送（ただし、書留郵便とする。)するものとする。

⑵　随時の申請時期は、上記期間以降随時に、別記２に掲げる申請者の本店所在地の区分に応じ、それぞれ別記２に掲げる提出場所において、原則として郵送による申請を受け付けるが、令和７年４月１日以降の入札に間に合わない場合もあるので、留意すること。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

①　インターネットによる申請

(a)　契約の種類　建設工事

別記１のホームページアドレスへのアクセスにより、令和６年11月１日から令和６年12月27日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和６年11月１日から令和７年１月15日までの間に得るものとする。

(b)　契約の種類　測量・建設コンサルタント等

別記１のホームページアドレスへのアクセスにより、令和６年11月１日から令和６年12月27日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和６年11月１日から令和７年１月15日までの間に得るものとする。

ただし、パスワードの請求に当たっては、別記１のホームページアドレスにアクセスし、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに⑶②の(d)から(g)までに掲げる書類を添付し、別記４に掲げる送付先に郵送するものとする。((f)に掲げる書類については、郵送に代えて別記１のホームページアドレスから電子納税証明書を送信することも可とする。)

②　郵送による申請　各財務（支）局所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事)」及び「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等)」を、各財務（支）局ホームページにアクセスして取得するものとする。

⑵　申請書の提出方法

①　インターネットによる申請

(a)　契約の種類　建設工事

インターネットを使用して建設工事の競争参加資格を申請する者は、令和６年12月２日から令和７年１月15日までの間に別記１のホームページアドレスへアクセスし、⑴①(a)により入手したパスワードを用いて作成した申請用データを送信するものとする。